

「令和6年度 労働判例の解説」

今回のセミナーは、令和6年に言い渡された労働判例の中から、実務的に重要であると思われる以下の5つの判決を取り上げます。

①最判令和6.4.16 【協同組合グローブ事件】

外国人の技能実習に係る監理団体である協同組合に指導員として雇用されていた従業員について、「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないとして事業場外労働みなし性を否定した原審を誤りとして破棄した例

②最判令和6.4.26 【社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件】

福祉用具の改造等に係る技術職として勤務していた職員につき、同職員の合意なしに配置転換命令をした法人の行為を、当該労働契約は職種限定契約であるとして違法とした例

③東京地判令和6.5.13 【AGCグリーンテック事件】

社宅利用制度における間接性差別を認めて不法行為による損害賠償を認めた例

④東京高判令和6.7.4 【社会福祉法人A会事件】

社会福祉法人に勤務してグループホーム入居者の生活支援を行っていた労働者の夜勤時間帯に同ホームに宿泊していた時間が労働時間に該当するとされ、夜勤時間帯につき日中の勤務時間帯とは異なる時間給の定めを置くことは許されないわけではないが、本件についてはそのような合意があったとは認められないとされた例

⑤最判令和6.7.4 【あんしん財団事件】

労基署長が労働者に対して療養補償給付等の処分をしたことに対し、使用者が労働保険料が増額されるおそれがあることを理由に当該処分の取消訴訟の原告適格があるかどうか争われた事案で、原告適格が否定され、使用者は増額の保険料認定処分があった場合にこれを争うことができるとされた例



講師： 弁護士 竹下 勇夫

1974年 早稲田大学法学部卒業
 1975年 司法試験合格
 1978年 検事任官（1988年退官）
 1988年 弁護士登録（沖縄弁護士会）
 2008年 日本弁護士会司法制度調査委員

所属団体

日本私法学会、日本労働法学会、金融法学会、信託法学会、日本民事訴訟法学会、民事部会 等

日時

2025年2月21日（金） 午後2：00～午後4：00

開催方法

① Zoom配信（参加制限なし）

※お申し込み後、弊社よりzoom受講登録フォームをお送りいたします。

② リアル受講 弁護士法人ACLOGOS（セミナー室）

※リアル受講については人数を先着5名様 に制限させていただきます。

リアル受講できない方や感染症対策のため控えたいという方は、Zoomにてご参加も可能です。

費用

顧問会社様 税込2,200円（1名） / 一般 税込16,500円（一企業2名）

申込方法

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX、又はメールにて申込ください。

お問い合わせ先

弁護士法人ACLOGOS（アクログス）

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目3番20号 三医会ビル3階

TEL (098) 987-5074 / FAX (098) 996-4187

【メール】 info@aclogos-law.jp 【Web】 https://aclogos-law.jp/

「令和6年度 労働判例の解説」

申 込 用 紙

FAX送信先：098-996-4187

メール：info@aclogos-law.jp

会社名	参加人数 名	※どちらかに○をつけてください zoom参加 ・ 会場参加
TEL	FAX	
①参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
②参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
③参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
④参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
⑤参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
【支払方法】 ※いずれか一つに☑をつけてください 請求書発行(<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 当日現金払)	送付先メールアドレス () 請求書宛名 ()	